

北区内3消防署（滝野川消防署、赤羽消防署及び王子消防署）と北区は、災害時におけるり災証明書発行に関する協定を締結しました。



令和5年6月22日、北区役所第一庁舎において、北区内3消防署（王子消防署、赤羽消防署及び滝野川消防署）と北区は、災害時におけるり災証明書発行に関する協定を締結しました。

本協定は、平常時ではなく、大規模震災時等の災害発生時に北区が行うり災証明書の発行及びその根拠となる消防署が実施する火災調査に関し、相互協力事項を定めたものです。

本協定により、被災者生活再建支援の基礎となるり災証明書の発行をより迅速に行うことができるようになります。

今後は、北区内3消防署と北区が今まで以上に連携して災害対策にあたり、北区民の安全・安心の確保を一層目指していきます。